

(5) 水域利用

ア 河川の状況

計画地周辺における一級河川を図 7.3-10に示す。計画地周辺には旧江戸川、新中川、江戸川等の一級河川がある。

旧江戸川は、江戸川の江戸川水閘門から分派し、江戸川区江戸川で新中川に合流し、東京湾に注ぐ、延長約9.4kmの利根川水系の一級河川である。

江戸川は、茨城県五霞町・千葉県野田市で利根川から分かれ、茨城県・千葉県・埼玉県・東京都の境を南下して東京湾に注ぐ、流路延長約60km、流域面積約200km²の一級河川である。

新中川は、葛飾区高砂付近で中川から分派し、葛飾区、江戸川区をほぼ直線状に流下し、江戸川区今井付近で旧江戸川に合流する、延長約7.9kmの利根川水系の一級河川である。

計画地周辺を流れる一級河川である旧江戸川及び新中川の本流である江戸川及び中川の概要を表 7.3-10に示す。

表 7.3-10 計画地周辺を流れる一級河川の概要

河川名	種別	水源	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
江戸川 (旧江戸川本流)	一級河川	千葉県野田市(利根川から分派)	60	200
中川 (新中川本流)	一級河川	埼玉県羽生市	81	811

資料) 「日本の川」 (国土交通省ホームページ)

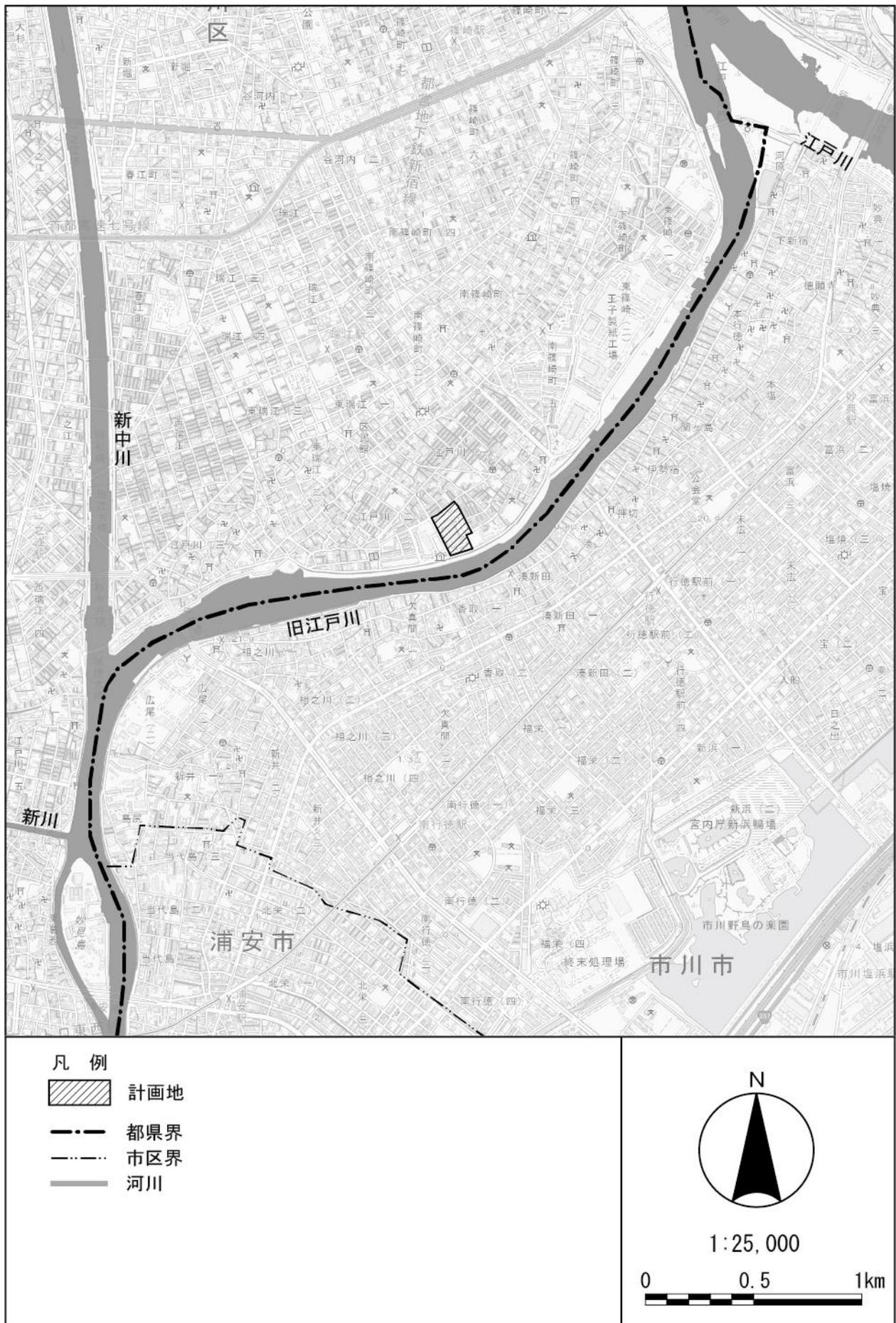


図 7.3-10 計画地周辺の一級河川

イ 水域の利用状況

江戸川の水利用は、首都圏760万人の水道用水、140社以上の工業用水、5,700haを灌漑する農業用水として高度に利用されている。江戸川の水利用内訳を表 7.3-11に示す。平成16年度の水利権量等の合計は、江戸川全体で約70m³/sとなっている。その内、水道（上水）が全体の約7割を占める。

旧江戸川及び江戸川には、しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎの漁業権が設定されている。新中川には、しじみ、えむしの漁業権が設定されている。

旧江戸川では、プレジャーボートが多く見られ、河口部では遊漁船が多く見られる。また、作業船や小型タンカーなども航行している。

江戸川区における一定規模以上の揚水施設（揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設）による地下水揚水量を表 7.3-12に示す。江戸川区内の揚水量は全体で1,056m³/日であり、そのうち工場が84m³/日、指定作業場等が902m³/日、上水道等が70m³/日となっている。

表 7.3-11 江戸川の水利権量内訳（平成16年度）

水利権等	上水	農水	工水	維持流量	合計
水利権量(m ³ /s)	46.8	10.77	2.78	9.27	69.62
(割合)	(67.2%)	(15.5%)	(4.0%)	(13.3%)	(100.0%)

資料) 「江戸川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」
(平成24年3月、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所)

表 7.3-12 地下水揚水状況（江戸川区、平成27年）

事業所の種類	事業所数	井戸本数	揚水量(m ³ /日)
工場	22	23	84
指定作業場等	67	69	902
上水道等	53	53	70
合計	142	145	1,056

資料) 「平成27年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」
(平成29年3月、東京都環境局)

ウ 下水道普及状況

東京都の区部においては、東京都が下水道事業を行っている。「事業概要平成28年版」（平成28年9月、東京都下水道局）によると、計画地周辺の地域は、葛西処理区域に含まれており、葛西水再生センターで下水処理が行われている。

なお、江戸川区の下水道は、全域が合流式となっており、下水道普及率はほぼ100%となっている。

江戸川区における下水道普及状況を表 7.3-13に示す。

表 7.3-13 下水道普及状況（江戸川区）

全体人口	普及人口	普及率(%)
687,856	686,729	100

注1) 平成28年3月31日現在

注2) 普及率は99.5%以上のため100%概成となっている。

資料) 「事業概要平成28年版」（平成28年9月、東京都下水道局）

(6) 気象

計画地周辺で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、江戸川臨海地域気象観測所（計画地の南西、約6.3km）である。

また、計画地周辺で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、江戸川区鹿骨測定局（計画地の北北西、約3.2km）、江戸川区春江町測定局（計画地の西、約2.4km）、市川行徳駅前測定局（計画地の南東、約1.1km）及び浦安猫実測定局（計画地の南、約3.3km）の4か所である。

気象観測地点の位置を図 7.3-12に示す。

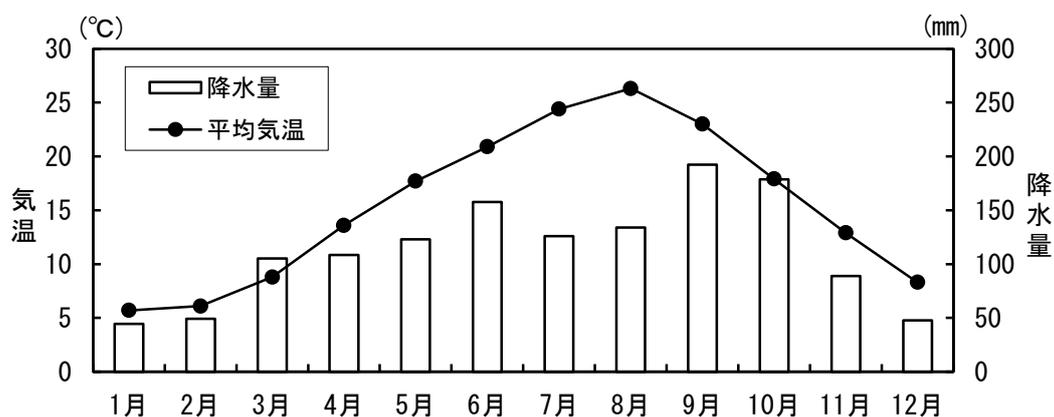
江戸川臨海地域気象観測所の主要な気象要素を表 7.3-14に、平均気温及び降水量の月別推移を図 7.3-11にそれぞれ示す。

江戸川臨海地域気象観測所における昭和56（1981）年から平成22（2010）年までの30年間の平年値は、平均気温が15.5℃、日最高気温が19.2℃、日最低気温が12.3℃、年間降水量が1,348.2mmであった。

表 7.3-14 主要な気象要素（江戸川臨海地域気象観測所）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(℃)	5.7	6.1	8.8	13.6	17.7	20.9	24.4	26.3	23.0	17.9	12.9	8.3	15.5
	日最高(℃)	9.5	9.9	12.7	17.6	21.5	24.4	28.0	30.0	26.4	21.3	16.5	12.1	19.2
	日最低(℃)	2.2	2.5	5.0	10.0	14.5	18.1	21.9	23.8	20.4	14.8	9.4	4.7	12.3
降水量 (mm)	44.4	49.3	105.2	108.4	123.0	157.7	126.0	133.9	192.3	178.8	88.9	47.6	1,348.2	

注) 昭和56（1981）年から平成22（2010）年までの30年間の平年値
資料) 「気象統計情報」（気象庁ホームページ）



資料) 「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

図 7.3-11 平均気温及び降水量の月別推移（江戸川臨海地域気象観測所）

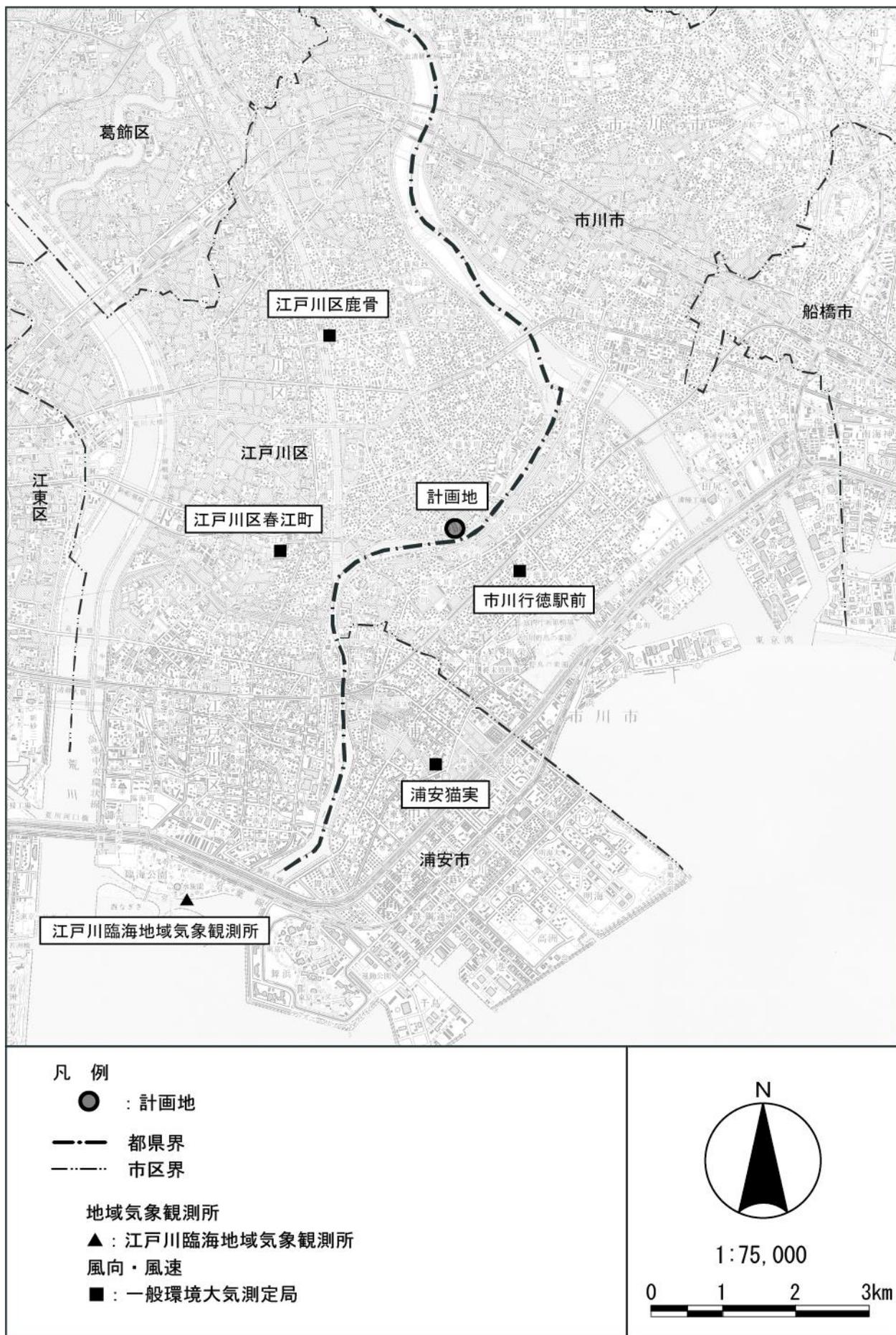


図 7.3-12 気象観測地点の位置

計画地周辺の一般環境大気測定局における平成28年度の風向及び風速の状況は、表 7.3-15及び図 7.3-13に示すとおりである。

風向については、春から夏にかけて南系の風の頻度が多く、秋から冬にかけて北系の風の頻度が多くなっている。風速については、年間平均で2.0~2.6m/sとなっている。

表 7.3-15 風向・風速調査結果（平成 28 年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
江戸川区 鹿骨	最多風向	S	S	NNW	NNW	NNW	地上 9.5m
	平均風速	2.2m/s	2.0m/s	1.7m/s	2.0m/s	2.0m/s	
江戸川区 春江町	最多風向	NNW	SSE, SSW	NNW	NNW	NNW	地上 20.5m
	平均風速	2.5m/s	2.3m/s	1.9m/s	2.3m/s	2.3m/s	
市川 行徳駅前	最多風向	SSW	SSW	NNW	NNW	NNW	地上 11.5m
	平均風速	2.4m/s	2.2m/s	1.9m/s	2.4m/s	2.2m/s	
浦安猫実	最多風向	SSW	SSW	N	NNW	N	地上 10m
	平均風速	2.8m/s	2.7m/s	2.3m/s	2.7m/s	2.6m/s	

資料) 「大気環境月報（平成 28 年度）」（東京都環境局ホームページ）

「大気環境常時監視結果（2016 年度）」（千葉県環境生活部ホームページ）

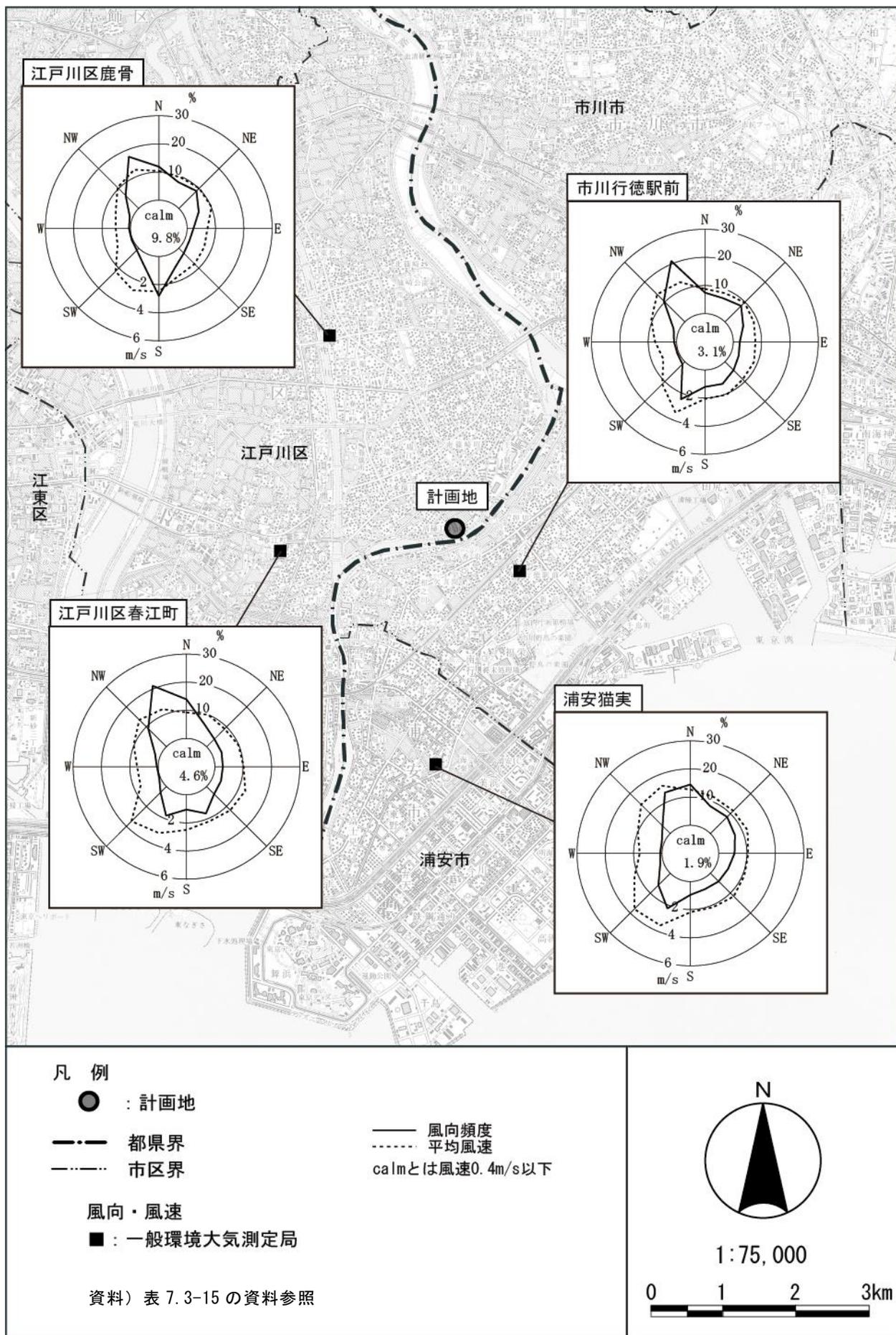


図 7.3-13 風配図 (平成 28 年度)

(7) 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令を表 7.3-16(1)及び(2)に示す。

表 7.3-16(1) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成 5 法 91）
	東京都環境基本条例（平成 6 都条例 92）
	千葉県環境基本条例（平成 7 県条例 2）
	市川市環境基本条例（平成 10 市条例 30）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 都条例 96）
	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）（平成 12 都条例 215）
	千葉県環境保全条例（平成 7 県条例 3）
	市川市環境保全条例（平成 10 市条例 31）
	都市計画法（昭和 43 法 100）
	建築基準法（昭和 25 法 201）
	東京都建築安全条例（昭和 25 都条例 89）
	江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 7 区条例 12）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 法 137）
	東京都廃棄物条例（東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例）（平成 4 都条例 140）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法 105）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 法 110）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 法 48）
	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 条例 43）
	江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 区条例 47）
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成 17 区条例 59）	
大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 法 97）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 法 70）
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 法 51）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 法 91）
騒音	騒音規制法（昭和 43 法 98）
振動	振動規制法（昭和 51 法 64）
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 法 138）
	下水道法（昭和 33 法 79）
	東京都下水道条例（昭和 34 都条例 89）
土壌汚染	土壌汚染対策法（平成 14 法 53）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 法 100）
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 都条例 63）
景観	景観法（平成 16 法 110）
	東京都景観条例（平成 18 都条例 136）
	江戸川区景観条例（平成 22 区条例 28）
	千葉県良質な景観の形成の推進に関する条例（平成 20 県条例 3）
	市川市景観条例（平成 18 市条例 23）

表 7.3-16(2) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
自然とのふれ あい活動の場	自然公園法（昭和 32 法 161）
	都市緑地法（昭和 48 法 72）
廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 法 104）
温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法 117）
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 法 49）
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 法 64）
緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 都条例 216）
文化財	文化財保護法（昭和 25 法 214）
	東京都文化財保護条例（昭和 51 都条例 25）
	江戸川区文化財保護条例（昭和 55 区条例 36）
	千葉県文化財保護条例（昭和 30 県条例 8）
市川市文化財保護条例（昭和 51 市条例 38）	
その他	道路法（昭和 27 法 180）

(8) 環境保全に関する計画等

計画地が位置する東京都が策定する環境保全に関する計画等を表 7.3-17(1)～(4)に、江戸川区が策定する環境保全に関する計画を表 7.3-18(1)～(3)に、計画地が隣接する千葉県が策定する環境保全に関する計画を表 7.3-19に、計画地が隣接する市川市が策定する環境保全に関する計画を表 7.3-20(1)及び(2)にそれぞれ示す。

表 7.3-17(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」 (平成 28 年 12 月)</p>	<p>「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」は、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「FIRST戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステイナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。また、「東京のFUTURE」として2060年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望や、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通じた東京の未来像の一端を提示している。</p> <p>本計画が実現を目指す3つのシティは、以下のとおりである。</p> <p>セーフシティ：もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ：誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマートシティ：世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京</p>
<p>東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。</p> <p>東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下の5つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スマートエネルギー都市の実現 ② 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③ 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④ 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組
<p>東京都の温室効果ガス削減目標・省エネルギー目標 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>「東京都環境基本計画」において、中期的な通過点として、2030年までの削減目標を次のとおりとしている。</p> <p>○東京都の温室効果ガス削減目標 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減 <部門別目標> 2030年までの削減目標(2000年比) ・産業・業務部門：20%程度(業務部門：20%程度) ・家庭部門：20%程度 ・運輸部門：60%程度</p> <p>○東京都のエネルギー消費量削減目標 2030年までに、2000年比で38%削減。</p> <p>主な施策の方向性としては、平成22年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等としている。</p>

表 7.3-17(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	<p>このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の 3 点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める
ヒートアイランド対策取組方針 (平成 15 年 3 月)	<p>この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の 3 つの基本的考え方が示されている。</p> <p>〔基本的考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開 ～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成 17 年 7 月)	<p>このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。</p>
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成 28 年 3 月)	<p>この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すべき姿として、以下の計画目標を掲げている。</p> <p>計画目標 1 資源ロスの削減 計画目標 2 「持続可能な調達」の普及 計画目標 3 循環的利用の推進と最終処分量の削減 計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進 計画目標 5 災害廃棄物の処理体制</p> <p>また、計画目標 3 の中で、以下の計画指標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度：27%、2030 年度：37% ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計） 2020 年度：2012 年度比 14%削減、2030 年度：2012 年度比 25%削減
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)	<p>この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 30 年度及び平成 32 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。</p> <p>〔目標指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の再資源化・縮減率（発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率） ・建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較） <p>また、本計画を補完し、本計画に定める施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し、これを運用することにより建設資源循環の施策を着実に実施することとしている。</p>

表 7.3-17(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	<p>この計画は、環境基本法第 17 条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした東京都の第 9 次公害防止計画である。</p> <p>東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の 2 つを計画の主要課題としている。</p> <p>(1) 東京湾の水質汚濁 東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。</p> <p>(2) 横十間川のダイオキシン類汚染 横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。</p>
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 25 年 7 月)	<p>この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。 <p>[施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体施策の強化等（ディーゼル車の走行規制等） ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他（関係者間の連携等）
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針（平成 19 年 6 月）	<p>「10 年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後 10 年間で展望した施策における第一の柱として掲げている。この「10 年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進していくとされている。</p> <p>また、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、以下の 4 つの方針を挙げている。</p> <p>方針 1 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開 方針 2 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 方針 3 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり 方針 4 あらゆる工夫による緑の創出と保全</p>
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012 (平成 24 年 3 月)	<p>この施策化状況は、平成 19 年 6 月策定の「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針を踏まえ、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトが検証され、予算化された各事業の概要について示されている。</p>

表 7.3-17(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
緑施策の新展開～生物多 様性の保全に向けた基本 戦略～ (平成 24 年 5 月)	<p>この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の3つを挙げている。</p> <p>[将来像]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
東京都景観計画 (平成 23 年 4 月、平成 28 年 8 月一部改定)	<p>この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。</p> <p>この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の3つを挙げている。</p>

表 7.3-18(1) 江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
長期計画「えどがわ新世紀デザイン」 (平成 14 年 7 月)	この計画は、区民と区がパートナーシップに基づき、協働して、まちづくりを進めていくための指針、区の行財政の計画的運営の指針であり、また、国や都、事業者などが進める計画や事業などを調整し、誘導していくための指針である。 基本構想、基本計画、実施計画から構成される。
江戸川区基本構想 (平成 14 年 7 月)	この基本構想では、おおむね 2020 年頃の、区民と区がともに達成すべき江戸川区のまちづくりの将来目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方や基本的施策を示している。 めざすべき将来都市像を「創造性豊かな文化はぐくむ、水辺と緑かがやく、安心と活力ある、生きる喜びを実感できる都市」とし、将来都市像と基本目標を実現するため、以下の基本的施策を掲げている。 ・未来を担う人づくり ・学びと協働による区民文化づくり ・いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくり ・区民参加による環境づくり ・活力を創造する産業づくり ・区民の暮らしを力づくよく支えるまちづくり なお、基本的施策のうち「区民参加による環境づくり」については、以下の項目について、具体的な施策が示されている。 1 環境啓発・環境教育 2 資源循環（ごみの減量と資源リサイクル） 3 自然との共生・ふれあい 4 都市環境問題・有害化学物質への対応 5 地球環境への配慮
江戸川区基本計画（後期） (平成 24 年 2 月)	この計画は、基本構想を実現するために、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 か年で区が行う施策や事業を体系化・計画化するとともに、その進め方を示すものである。特に重点施策として、以下の 8 項目を設定している。 1 治水をはじめとした防災対策の充実 2 少子高齢化と老朽化を受けた公共施設マネジメントの推進 3 えどがわ産業の活性化 4 熟年者福祉の充実 5 地域コミュニティのさらなる醸成 6 環境問題への取り組み 7 未来を担う子どもたちの健全育成 8 健康増進への取り組み なお、基本構想における基本的施策の一つである「区民参加による環境づくり」に関しては、以下の施策を掲げている。 ・環境にやさしいエコタウンづくり ・ライフスタイルの見直しによるごみの大幅な減量化 ・資源リサイクルの拡充 ・水と緑でネットワークする「いのちのオアシス」づくり ・自然とのふれあいの拡充 ・生活環境の改善・保全と新たな環境汚染問題への対応

表 7.3-18(2) 江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
江戸川区実施計画（平成27年度～29年度） （平成27年3月）	この計画は、平成24年1月に策定した基本計画（後期）の着実な推進を図ることを目的に、平成27年度～29年度に計画的に取り組む事業を示している。
エコタウンえどがわ推進計画（江戸川区地域エネルギービジョン） （平成20年2月、平成27年3月一部改定）	この計画では、京都議定書の日本の目標達成のために、果たすべきと考えられる第1次目標と、2050年までに温室効果ガスを半減するとの長期的展望を踏まえた第2次目標を以下のとおり設定している。 ・ 第1次目標：2008～2012年度までの5年間でエネルギー起源二酸化炭素排出量を平均して年間16万トン（2004年度比6%）削減する。 ・ 第2次目標：2017年度にエネルギー起源二酸化炭素排出量を年間34万トン（2004年度比14%）削減する。 なお、第1次目標については、目標を達成している。 目標達成のための主な取り組みとしては、区民や事業者においては省エネルギーの推進を掲げており、区においては環境教育・環境学習の推進等の取り組みのほか、今後検討する新しい取り組みとして、「コミュニティファンドによる省エネルギー改修推進事業」、「森林吸収源対策推進事業」等5つのプロジェクトを掲げている。
江戸川区街づくり基本プラン（都市マスタープラン） （平成11年2月）	このプランは、街づくりに関する様々な施策を対象に、それらの整合性と調和を図るとともに、江戸川基本構想及び江戸川基本計画の街づくり部門を担う総合的な方針であり、区域全体を対象とする「全体構想」と、地域の特長を活かし、きめ細かい街づくりを進めるための「地域別構想」によって構成されている。計画期間は、概ね20年度程度とされている。このプランでは、基本的な考え方として、以下の項目を示している。 1. 総合街づくりの推進 2. 広域街づくりの推進 3. 地区街づくりの推進 4. 地区街づくりの推進体制の充実
江戸川区みどりの基本計画 （平成25年4月）	この計画は、都市緑地法に基づいて、地域特性を活かした江戸川区らしい個性あるみどりの保全や創出を推進し、区民と区が協働してみどりを活かしたまちづくりを行うための計画であり、「江戸川区基本構想」のもと、都市マスタープランである「街づくり基本プラン」などと連携を図るとともに、国や東京都の関連計画とも連携している。 目標年次は、中間年次を平成29年、目標年次を平成34年度としており、以下の基本方針が示されている。 〔基本方針〕 基本方針1：みどりを守る 基本方針2：みどりを育む 基本方針3：緑を創る また、農地（生産緑地）の面積、保護樹の本数、緑化の推進に満足している区民の割合、アダプト活動加入者数、身近な公園の充足率、公園整備に満足している区民の割合のそれぞれについて数値目標を設定している。

表 7.3-18(3) 江戸川区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
江戸川区景観計画 (平成 23 年 4 月)	<p>この計画は、景観法に基づく景観計画であり、江戸川区街づくり基本プランを上位計画とし、江戸川区の良好な景観形成に関する取組の方向性や施策を示した総合的な計画である。「水と緑に育まれた多様な『江戸川らしさ』を活かした景観まちづくり～まちを元気にする計画～」を目標とし、以下に示す基本方針を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水に親しみ、緑を育もう ・これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう ・住み良く心地良いまちなみを育てよう ・生き生きとしたまちの表情をつくろう ・区民の想いを活かし協力してすすめよう ・みんなで取り組む景観まちづくり
Edogawa ごみダイエツトプラン（江戸川区一般廃棄物処理基本計画） (平成 18 年 3 月、平成 28 年 3 月中間改定)	<p>本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく区の清掃・リサイクル事業の指針として策定されたものであり、また、江戸川区長期計画の理念のもとに、廃棄物処理の面から環境にやさしい循環型都市の実現をめざすものである。</p> <p>本計画は、東京都廃棄物処理計画および東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画と整合した計画となっている。</p> <p>本計画は、平成 17 年度に策定した「Edogawa ごみダイエツトプラン」の基本方針を受け継いだ第 3 期計画であり、計画期間は平成 28 年度から平成 33 年度までの 6 年間で、平成 33 年度を長期目標年度としている。</p> <p>本計画では、以下に示すごみの減量目標を掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成 33 年度に平成 12 年度比でごみ量の 20%削減（目標達成後のごみ量 165,400t） ② 平成 33 年度に区民一人 1 日あたりのごみ量 649 g ③ 平成 33 年度に資源回収率 30%

表 7.3-19 千葉県環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」 (平成 29 年 10 月)	この計画は、今後の新しい千葉県づくりの方向性を県民と共有し、力を合わせて本県の将来の目指す姿を実現していくための指針として、総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」(平成 25 年策定)を改定して策定された。平成 32 年度の千葉県の目指す姿の実現に向けた総仕上げとして、これから 4 年間で取り組む政策・施策を示すものである。 「基本構想編」と「実施計画編」から構成される。
千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」基本構想編 (平成 29 年 10 月)	この基本構想では、千葉県が将来目指すべき姿とその実現に向けた政策の基本方向を定めるため、「人口減少・少子高齢化」、「大規模災害等を見据えた防災・危機管理」等の 10 項目を、計画上、把握すべき重要な視点として整理・選択し、取り組むべき主要課題を明らかにしている。これを踏まえ、以下の基本理念を掲げている。 [基本理念] 千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。 基本理念の実現に向け、基本目標について以下のとおり定めている。 [基本目標] 1 安全で豊かなくらしの実現 2 千葉の未来を担う子どもの育成 3 経済の活性化と交流基盤の整備
千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」実施計画編 (平成 29 年 10 月)	この計画は、基本構想の 3 つの基本目標を達成するため、平成 29 年度から平成 31 年度までの 4 年間で重点的に取り組む政策・施策を政策分野・政策項目別に整理している。 重視すべき横断的な視点として、急激な人口減少・少子化への歯止め、超高齢社会への対応、交流基盤・ネットワークの整備・活用、国内外への魅力発信を挙げた上で、12 の政策分野について 37 の施策項目を定めている。また各分野施策推進に当たっては、「県民みんなの活躍」の実現を図ることとしている。
千葉県環境基本計画 (平成 20 年 3 月、27 年 3 月改定)	この計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千葉県環境基本条例により、策定が義務付けられている計画であり、平成 20 年 3 月に策定された。その後、千葉県の自然環境や生活環境をめぐる状況が変化しており、新たな課題が生じていることから、平成 27 年 3 月に計画の見直しが行われた。 計画期間は、平成 20～30 年度である。 基本目標は、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境をみんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」とし、目指す将来として「地球温暖化を防止する社会」「健全な循環が維持される社会」「生物多様性が確保され、自然と共生する社会」を掲げている。

表 7.3-20(1) 市川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
市川市総合計画「I & I プラン 21」 (平成 12 年 12 月)	市川市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画（計画期間 3 年）から構成される。
市川市基本構想 (平成 12 年 12 月)	<p>この基本構想では、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の 3 つを基本理念として市川市のまちづくりを進めることとしている。まちづくりの目標である将来都市像は、概ね 25 年後の市川の将来像をあらわすものとして、「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めている。</p> <p>基本目標については、以下のとおり定めている。</p> <p>[基本目標]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 真の豊かさを感じるまち 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち 3 安全で快適な魅力あるまち 4 人と自然が共生するまち 5 市民と行政がともに築くまち <p>また、これら 5 本の基本目標に対して、19 本の施策の方向を定めている。</p>
市川市第二次基本計画 (平成 23 年 3 月)	<p>この計画は、基本構想に掲げられた将来都市像を実現するための市の施策を定めており、平成 13 年度からスタートした第一次基本計画における取組の評価、今後の社会経済情勢の見通しなどを踏まえて策定されたものである。</p> <p>計画期間は、平成 23 年度を初年度とし、目標年度となる平成 32 年度までの 10 年間とされている。</p> <p>基本構想で掲げる 5 本の基本目標及び 19 本の施策の方向に対応し、大分類で 45 本、中分類で 102 本、小分類で 273 本の施策を定めている。</p>
市川市第三次実施計画 (平成 29 年度～31 年度) (平成 29 年 3 月)	<p>この計画は、第二次基本計画のもとで、施策を実現するための事業を定めており、事業の重点化に留意し、実施計画事業として、重点事業と基礎的事業の 2 段階選定が行われている。計画期間は、平成 29 年度から平成 31 年度である。</p> <p>事業選定にあたっての施策間の重みづけなどは、第二次実施計画の総合評価書から、市民意向調査による施策の満足度・優先度が参考にされている。</p>
第二次市川市環境基本計画 (平成 24 年 3 月)	<p>この計画は、市川市環境基本条例（第 9 条）に基づき、環境の保全及び創造のための環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境政策の大綱となるものである。平成 12 年 2 月に策定された第一次市川市環境基本計画の下に実施してきた施策の実施状況や成果等を踏まえて策定されており、計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までとされている。</p> <p>基本目標は、市川市の目指す将来環境像として「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」を掲げている。</p> <p>また、基本理念として以下のとおり定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 基本理念 1 「自然が息づくまち」 基本理念 2 「地球にやさしいまち」 基本理念 3 「健やかに暮らせるまち」 基本理念 4 「資源を大切にすまち」 基本理念 5 「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」

表 7.3-20(2) 市川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
市川市都市計画マスタープラン (平成 16 年 3 月)	<p>このプランは、都市計画法（第 18 条の 2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めている。</p> <p>まちづくりの整備方針として以下のとおり定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 調和のとれた土地利用 2) 資源の活用と景観づくり 3) 安心して暮らせる環境づくり 4) 快適な交通環境づくり <p>このうち、「2) 資源の活用と景観づくり」では、江戸川や三番瀬などの水辺環境や貴重な緑、また歴史的な環境を守り、活かし、再生し、さらに地域の特性に応じた公園や緑地の整備など市民生活にゆとりや潤いを与える景観づくりを進めるとしている。</p>
市川市景観基本計画 (平成 16 年 5 月)	<p>本計画は景観行政の総合的な指針となるものであり、「市川市総合計画」に即し、「市川市都市計画マスタープラン」、「市川市環境基本計画」との整合、部門別計画との連携を図りつつ、策定されたものである。計画期間の終期はとくに定めず、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとしている。</p> <p>基本理念は、「共感と継承」とし、基本目標を以下のとおり定めている。</p> <p>基本目標 1：水と緑を生かした、心地よい景観をつくります。</p> <p>基本目標 2：歴史・文化を伝える、風情のある景観をつくります。</p> <p>基本目標 3：まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくります。</p> <p>基本目標 4：快適性や安全性を基本として、市民参加により、生活風景を大切にしたい心に残る景観をつくります。</p>
市川市景観計画 (平成 18 年 4 月)	<p>本計画は、景観法第 8 条に基づき、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等を定めている。また、地域特性を生かした景観まちづくりとして、市川市を景観特性に従い 8 つのゾーンに区分し、各ゾーンで個別の景観まちづくりの目標などを定めている。</p> <p>なお、本計画は、市川市の景観まちづくりに関するマスタープランである「市川市景観基本計画」に即して定められている。</p>

(9) 公害に関する苦情件数

計画地が位置する江戸川区及び市川市における過去5年間（平成23～27年度）の公害苦情件数を表 7.3-21(1)及び(2)に示す。

平成27年度の江戸川区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多い。

また、市川市においては、騒音に係るものが多く、次いで悪臭に係るものが多い。

表 7.3-21(1) 公害に関する苦情件数（江戸川区）

現象	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大気汚染	58	49	36	38	34
水質汚濁	1	1	—	1	2
土壌汚染	1	1	—	1	1
騒音	221	190	213	316	210
低周波音	—	—	—	—	1
振動	34	28	19	19	19
地盤沈下	—	—	—	—	—
悪臭	36	32	29	26	25
廃棄物投棄	—	—	—	—	—
その他	8	2	1	—	2
合計	359	303	298	401	293

資料) 「公害苦情統計調査」(平成23～27年度、東京都環境局ホームページ)

表 7.3-21(2) 公害に関する苦情件数（市川市）

現象	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大気汚染	14	20	23	25	20
水質汚濁	4	0	0	1	0
騒音	66	139	225	255	191
振動	24	26	21	19	23
悪臭	23	63	45	41	58
その他	3	5	7	9	8
合計	134	253	321	350	300

資料) 「市川市環境白書参考資料」(平成24～28年、市川市環境部ホームページ)

